

平成28年度

「花見川区地域活性化支援事業」

～ みんなの力で花見川区のまちづくりを推進しましょう ～

[募集要項]

< 募集期間 >

平成28年4月1日（金）～平成28年4月28日（木）【必着】

平成28年4月

花見川区役所地域振興課地域づくり支援室

目 次

1 事業の趣旨	1
2 事業の流れ	1
3 募集の種類	1
4 応募の手続き	2
5 審査・選考の方法	5
6 留意事項	6
7 事業の実施及び事業の振り返り等	6
8 事業報告会の開催及び事業実績報告	6
9 事業の評価	6
10 情報公開及び個人情報の取扱	6
11 申請書等の配布	6
12 問い合わせ先	6

1 事業の趣旨

花見川区では、地域活性化の視点に基づき、地域における課題に自主的に取り組む団体のほか、区の課題テーマに積極的に取り組む団体に対して、最大3年間の支援をします。

また、地域拠点支援として区内にある商店街の空き店舗を活用し、地域づくりの活動の拠点施設を整備・確保するための改装費や家賃補助などを支援します。

2 事業の流れ

	事業内容	日程
1	募集期間	平成28年4月1日(金)から 平成28年4月28日(木)まで
2	申請書等提出期限	平成28年4月28日(木) <必着>
3	第1次審査及び 選外通知(選外団体のみ)	平成28年5月上旬
4	公開プレゼンテーション 及び審査	平成28年5月18日(水) ※日程は変更される場合があります。
5	事業の選定結果の通知	平成28年6月上旬
6	事業の開始	平成28年6月中旬
7	補助金の支給(概算払い)	平成28年6月下旬
8	事業の振り返り	平成28年10月(予定) 平成29年3月(予定)
9	報告会	平成29年4月中旬(予定)
10	補助金の確定及び精算	平成29年4月中旬～5月上旬

3 募集の種類

I、II、IIIの3コースあります。この中から1つを選びご応募ください。

	コース名	内 容
I	地域づくり活動支援	町内自治会等が実施する、地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を支援する事業
II	区テーマ解決支援 <テーマ> ・子どもと地域団体が連携したまちづくり ・地域が支える思いやりのあるまちづくり	町内自治会等がテーマに基づいた地域づくり活動の実施を支援する事業
III	地域拠点支援 ① 改装費及び事業開始経費補助 ② 家賃補助 ※	地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び確保に必要な経費を支援する事業 ※区内商店街の空き店舗を活用することが望ましい。

※ ①と②は同時にご応募いただくことが可能です。

(参 考)

区 内 商 店 街			
1	花見川団地商店街振興組合	8	花見川南商店会
2	さつきが丘小売市場協同組合	9	検見川商工振興会
3	さつきが丘名店街協同組合	10	新検見川駅前商店会
4	さつきが丘名店街	11	幕張銀座通り商栄会
5	こてはし台中央商店会	12	幕張駅前南口商店街
6	千種町商店会	13	16号商工振興会
7	ニュー花見川ショッピング商栄会		

4 応募の手続き

(1) 補助対象者

町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体、高等学校・大学及びその学生(以下、「大学等」)で構成される団体、その他区長が適当と認める団体

(2) 応募資格

団体は次のいずれの要件も満たしていること。

(ア) 1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。

(イ) 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体でないこと。

(ウ) 暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと。

(エ) 団体の事務所が花見川区にあるもの(団体の事務所を有していない場合は、代表者が花見川区に居住している、もしくは、団体の主たる活動場所が花見川区内であるもの。)

(3) 対象事業

対象事業は次のいずれの要件も満たしていること。

(ア) 主として花見川区内での活動であること。

(イ) 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたるものであること。

(ウ) 本市の他の制度により補助金等が交付されている事業でないこと。

(エ) その他次のいずれにも該当しない事業であること。

1 特定団体の構成員のみを対象とする事業

2 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業

3 国・地方公共団体等からの補助、助成及び委託を受けている事業

4 講習会・イベントの開催のみを目的とした事業

(4) 応募数等

1 団体あたり1事業とし、3コースのうちいずれか1コースを選択してください。

(なお、Ⅲコースの①、②は同時に応募いただけます。)

(5) 事業期間

I コース・II コース … 1年間、2年間、3年間のいずれかの期間

Ⅲコース …………… ①1年間(1事業1回) ②家賃補助:1年間

(6) 補助金限度額

I コース・II コース …… 3年計画の場合は3年間で上限額90万円、2年計画の場合は2年間で上限額60万円、1年計画の場合は上限額30万円

- Ⅲコース …… ①改装費及び事業開始経費補助
- ・「大学等」で構成される団体と連携する場合(50万円)
 - ・その他の場合(25万円)
- ② 家賃補助
- ・「大学等」で構成される団体と連携する場合(120万円)(月額10万円)
 - ・その他の場合(60万円)(月額5万円)

< Iコース・IIコース >

2年計画、3年計画で申請する場合、補助限度額の範囲内で各年度の配分が設定できます。但し、次の各年度の配分の設定条件があります。

【設定条件】

- 1 初年度の上限額は補助金合計額の3分の2(千円未満の端数は切り捨て)とします。
- 2 各年度の補助金額があること。

設定条件の考え方

【初年度の上限額の設定】

- 1 (例) 3年間で70万円の補助金を申請する場合、初年度の申請額の上限額は $70万円 \times 2 / 3 = 46万6千円$ (千円未満切り捨て) となります。

【設定条件を満たしていない例】

- 2 (例) 3年間の合計額80万円の申請
 設定：初年度：50万円 2年目：30万円 3年目：0円
 この設定は、3年目の補助金を要しないため、設定条件を満たしておりません
ので、設定を変更してください。

(7) 補助金額

Iコース・IIコース …… 補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除して得た額(以下「補助金額」という。)
 ただし、補助金額が20万円を超える場合は、一定の収入額(当該補助金以外の収入額)が補助対象の条件となります。

Ⅲコース …………… 「大学等」で構成される団体と連携する場合、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額。
 その他の場合、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。

(8) 補助金対象経費

花見川区の補助金対象経費は以下の経費となります。

< Iコース・IIコース・IIIコース >

	費 目	内 容
1	報償費	事業執行のため必要な専門家等に対する謝礼金 (講習会講師等(1回3万円を超えるものを除く))
2	旅費	事業執行のため必要な交通費(講師、ボランティア スタッフへの交通費等)
3	消耗品費	事業に係る事務用品等(文具類等)
4	印刷製本費	事業執行のため必要な経費(印刷、製本、コピーを 行うための経費など)
5	修繕料	事業執行のため必要な建築物、備品等の修繕費用
6	光熱水費	事業執行のため必要な電気代、水道代等の光熱水 費
7	通信運搬費	事業執行のため必要な通信費等(郵便料、宅急便 料金、電話料等)
8	手数料	備品設置等の手数料
9	広告料	広告を行うために必要な経費(新聞折り込み広告 料、新聞・雑誌など広告掲載等)
10	保険料	事業執行のため必要な保険料
11	委託料	事業執行のため必要な委託業務(運営、調査等の 委託等)
12	使用料	事業執行のため必要な諸室等の使用費用
13	賃借料	事業執行に必要な物品等の賃借費用、 ※家賃(敷金・礼金等は対象外)
14	工事請負費	事業執行に必要な工作物の造成や工作物等の移 転及び除去の工事等に要する経費
15	原材料費	事業執行のため必要な経費(工事材料費及び加工 用原料費等)
16	備品購入費	長期間使用できる物品の購入 単価は2万円以上のもの
17	負担金(IIIコースは除く)	法令、契約等に基づいて負担しなければならない 経費
18	食糧費	事業を実施する上で必要不可欠なものに限る

※対象外の経費(例)

以下のような経費は対象外となりますので、ご注意ください。

食糧費、記念品代、景品、謝礼金(御礼、寸志等)、パソコン等の財産となる備品 等

(9) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

提出書類	
1	花見川区自主企画事業(花見川区地域活性化支援事業) 補助金交付申請書 (様式第1号)
2	事業計画書Ⅰ(様式第4-1号) …「地域づくり活動支援」「区テーマ解決支援」 事業計画書Ⅱ(様式第4-2号) …「地域拠点支援」
3	収支予算書Ⅰ(様式第6-1号) …「地域づくり活動支援」「区テーマ解決支援」 ※申請年数により提出枚数が異なります。 申請書類(1年目)(2年目)(3年目)最大3枚 収支予算書Ⅱ(様式第6-2号) …「地域拠点支援」

提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

(10) 募集期間

- ア 募集期間 平成28年4月1日(金)～平成28年4月28日(木)
- イ 提出期限 平成28年4月28日(木) <必着>

(11) 提出方法等

- ア 提出方法
花見川区役所へ直接ご持参ください。(平日9:00～17:00)
ご持参いただくにあたり、事前に担当までご連絡ください。
- イ 提出先
花見川区役所地域振興課地域づくり支援室
〒262-8733 千葉県花見川区瑞穂1-1
電話:043-275-6203

5 審査・選考の方法・手順

審査は、第1次審査(資格審査)及び第2次審査(公開プレゼンテーション及び書類審査)を経て、選定されます。

プレゼンテーションは公開で行いますが、審査は非公開で行います。

(1) 第1次審査(資格審査)

第1次審査は、応募資格、対象事業の要件、応募数をすべて満たしているかを審査します。
選外の場合のみ通知いたします。

(2) 第2次審査(公開プレゼンテーション及び書類審査)

第1次審査通過事業について、コース別に公開プレゼンテーション及び審査を行います。
公開プレゼンテーションの時間等については応募団体に通知します。

なお、公開プレゼンテーションに欠席した団体の事業は選考の対象外となります。

【日時】平成28年5月18日(水)※日程は変更される場合があります。時間は後日通知。

【場所】花見川保健福祉センター 3階大会議室

<条件付き選定>

事業の選定にあたっては、事業の改善などのために、計画年数の見直し、事業経費の見直し等
をお願いした上で選定するなど、「条件付き選定」を行うことがあります。

6 留意事項

- (1) 補助期間が複数年度の補助事業について交付決定を受けた場合であっても、次年度以降の補助金の交付は担保できません。毎年の申請が必要となります。
- (2) 万一、補助金を交付しないことによって損害が発生した場合であっても、補償等は一切行いません。

7 事業の実施及び事業の振り返り等

(1) 事業の実施

事業を選定された団体は、事業計画などに沿って事業を実施していただきます。

(2) 中間期・事業終了後の事業の振り返り

事業の中間期や事業終了後に、事業の進捗状況等について報告する「振り返りシート」を提出していただきます。

(3) 活動状況の取材協力

対象事業については、区担当職員が活動状況等について取材を行います。

活動日程等が決まりましたら、情報を提供するとともに取材にご協力ください。

8 事業報告会の開催及び事業実績報告

(1) 事業報告会の開催

事業の成果、課題等について実施団体が報告する事業報告会を開催しますのでご参加ください。

(2) 事業実績報告

事業完了後、速やかに事業実績報告書(第9号様式)等を提出していただきます。

事業実績報告書には、事業報告書、収支決算書及び領収書(原本)などの添付が必要となります。

9 事業の評価

報告いただいた事業の成果等について、事業の評価を行います。

10 情報公開及び個人情報の取り扱い

(1) 事業内容等の情報公開

ア 応募いただいた事業について、申請書等は原則として情報公開の対象となります。

イ 審査結果、事業成果等について公表します。

(2) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについては、適正に管理してください。

11 申請書等の配布

申請書等の様式は、花見川区役所地域振興課地域づくり支援室にて配布します。

また、花見川区役所ホームページからもダウンロードできます。

12 問い合わせ先

花見川区役所地域振興課地域づくり支援室

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

電話:043-275-6203

FAX:043-275-6799